

## ISSUE BRIEF

# 日本のミサイル防衛政策の現況

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 643 (2009. 6. 16.)

はじめに

I 弾道ミサイルとミサイル防衛

II 我が国の弾道ミサイル防衛

1 我が国周辺の安全保障環境と  
ミサイル拡散問題

2 弾道ミサイル防衛をめぐる経  
緯

3 当面の配備計画

4 法制面の整備

III 主な論点

1 技術的な実現可能性

2 費用対効果

3 集団的自衛権

4 敵基地攻撃と個別的自衛権

5 武器輸出三原則

6 宇宙の平和利用

おわりに

近年、大量破壊兵器の移転・拡散問題とその運搬手段となるミサイルの拡散問題が深刻化し、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威となっている。

我が国周辺では、北朝鮮が 2009 年 4 月にミサイル発射を行い、さらに、同年 5 月には 2 度目となる核実験も強行し、同国の核・ミサイル技術が大幅に進歩をしていることが示された。我が国では、一層のミサイル防衛体制の整備を求める声も上がり、弾道ミサイル防衛政策における課題も改めて浮かび上がってきている。

本稿では、我が国の弾道ミサイル防衛（BMD）について政策的な視点から整理することとし、弾道ミサイル及びミサイル防衛についての基本事項、我が国の弾道ミサイル防衛に関する経緯と現状、政策的・法的な側面からの主要な論点を取り上げた。

外交防衛課

きゅうこ さとみ  
(久古 聡美)

調査と情報

第 6 4 3 号

## はじめに

2009年4月、北朝鮮は、「人工衛星打ち上げ」との名目でテポドン2またはその改良型とみられる多段式ロケット（以降、便宜的にミサイルと呼ぶ）を発射した。我が国は、ミサイルの本体や部品が事故等によって我が国領域に落下する万が一の場合に備え、自衛隊法に基づき初の「破壊措置命令」を発令し、結果として迎撃措置をとるには至らなかったものの、実際に探知、追尾を行い、実戦運用の態勢をとった。さらに、同年5月、北朝鮮は2度目となる核実験も強行した。これらにより、北朝鮮の核及びミサイル技術が大幅に進歩していることが示され、我が国では一層のミサイル防衛体制の整備を求める声も上がり、改めて政策上の課題も浮かび上がってきている。

本稿は、我が国の弾道ミサイル防衛（BMD）について政策的な面を中心に整理することを目的とする。まず、弾道ミサイル及びミサイル防衛についての基本事項を整理し、次に、我が国の弾道ミサイル防衛に関する経緯と現状を概観した後、政策的・法的な側面からの主要な論点を取り上げることとする。

## I 弾道ミサイルとミサイル防衛

弾道ミサイルは、「ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛行することで、最小のエネルギーで最大の飛行距離を得ることができるミサイルの総称」<sup>1</sup>である。ミサイル防衛は、「弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防御する兵器システム、もしくはその概念」<sup>2</sup>を指す。

弾道ミサイルは、一般に、その射程距離によって、5,500km以上の大陸間弾道ミサイル（ICBM）、3,000～5,500kmの中距離弾道ミサイル（IRBM）、1,000～3,000kmの準中距離弾道ミサイル（MRBM）、1,000km以下の短距離弾道ミサイル（SRBM）に分けられる。弾道ミサイルの飛行過程は、①ミサイルが発射されてからブースター（加速ロケット）が燃焼し終えるまでの「ブースト段階」、②ブースター燃焼終了後に宇宙空間を慣性飛行しながら大気圏に再突入するまでの「ミッドコース段階」、③大気圏に再突入してから目標に着弾するまでの「ターミナル段階」の3段階に区分される。弾道ミサイルの性質には、「一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難」<sup>3</sup>という特徴がある。一般的に、射程距離が短いほど着弾までの時間も短く、迎撃のための時間が制限され、逆に、射程距離が長いほど、降下時に重力で速度が増していき、その分迎撃が難しくなる。弾道ミサイルの脅威に関しては、特に通常弾頭よりも核兵器や生物・化学兵器のような大量破壊兵器（WMD）が搭載された場合、広範かつ甚大な被害をもたらすことが予想される。さらに、迎撃を困難にするため、四の弾頭による欺瞞、多弾頭化、飛行軌道の多様化などの回避措置の技術を高度化させていくと考えられ、迎撃側はこれに継続的に対応していく必要がある。このように、WMDの運搬手段となりうる弾道ミサイルは、他国の領域等を遠隔地から直接攻撃する有効な手段として世界中に広く拡散・移転している。

<sup>1</sup> 外務省軍縮不拡散・科学部『日本の軍縮・不拡散外交（2008年）』2008, p.163.

<sup>2</sup> 同上, p.166. なお、ミサイル防衛（Missile Defense: MD）とは、元は米国（子、ブッシュ政権）を中心に進められてきた計画の呼称であったが、最近では類似のシステムを一般的にこう呼ぶことも多い。

<sup>3</sup> 同上, p.125.

## Ⅱ 我が国の弾道ミサイル防衛

### 1 我が国周辺の安全保障環境とミサイル拡散問題

アジア太平洋地域では、冷戦終結後も各国・地域の対立構図が残る中、領土問題など従来からの問題もあり、不安定化・複雑化の要素が依然として存在している。

このような中、特に、北朝鮮の核・弾道ミサイルの問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威となっている。北朝鮮は、国際社会の懸念にもかかわらず、核実験と度重なる弾道ミサイルの発射実験を強行してきた。同国では、外貨獲得の手段、及び、政治外交的観点から、弾道ミサイルの開発等に高い優先度が与えられてきたとみられ、ノドン(射程 1,300km 程度)、テポドン 1 (射程約 1,500km 以上)、テポドン 2 (射程 3,500～6,000km 程度) 等の生産・配備または開発が行われている。特に、ノドンは我が国のほぼ全域を射程内に収め、発射後 7～10 分で到達すると言われるが、核弾頭の搭載の可能性も懸念されており、我が国にとって直接的な脅威になりうるとみられている。さらに、北朝鮮は、今後も、ミサイルの一層の長射程化と核関連の技術向上に注力していくと考えられている。

我が国周辺で弾道ミサイルを保有している主な国としては、中国とロシアが挙げられる。中国は、近年、国防費が顕著な伸びを示しており、核戦力の増強を図るとともに、弾道ミサイルを多数開発・配備しているとみられている。射程が 12,000km 以上に達するとされる新型ミサイル開発や、迎撃を回避する技術も組み込むなど、軍事技術の進歩も著しく、周辺の国・地域にとって懸念材料となりうる。ロシアは、中距離核戦力 (INF) 条約で制限される以外の、ICBM、SRBM にあたる弾道ミサイルを保有しているが、2008 年 8 月のグルジアとの武力衝突以後、軍備の近代化等を通じて国防力の強化を図る方針を表明しており、新型の ICBM の配備を開始する計画も示している。

また、2001 年 9 月の同時多発テロ以後、テロリズムの脅威が顕在化し、テロリストなどの非国家主体や「ならず者国家」と言われる国における WMD や弾道ミサイルの取得及び使用が安全保障上の重大な懸念として国際的に認識されるようになった。ミサイルの拡散問題に関しては、現在少なくとも 47 か国が弾道ミサイルを保有すると言われ<sup>4</sup>、状況は深刻化している。現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際的な取決めは存在しないが、関連する枠組みとして、「ミサイル技術管理レジーム」(MTCR) と、それを補強する形で創設された「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC) がある。MTCR はミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することを目的としているが、あくまで非公式・自発的な集まりで、加盟国も現在 34 か国に留まり、ミサイル技術の拡散を防止することは難しいのが実状である。HCOC は、弾道ミサイルの拡散防止、実験・開発・配備の自制などの原則と事前発射通報等の信頼醸成措置を主な内容とし、参加国は現在 130 か国に及ぶ。しかし、原則や措置に従うとの政治的意思を示す性格のもので法的拘束力はなく、北朝鮮、中国、イランなども参加していない。今後、拡散を防ぐ普遍的で実効的な国際的枠組みが確立されることが期待される。

<sup>4</sup> 金田秀昭ほか『日本のミサイル防衛』日本国際問題研究所, 2006, p.22.

## 2 弾道ミサイル防衛をめぐる経緯

我が国のBMDシステムとの関わりは、古くは米国のレーガン（Ronald W. Reagan）大統領の戦略防衛構想（SDI）における研究への参加が端緒となるが、本格的な関与は、1993年5月の北朝鮮のノドン発射実験を受けて日米間でミサイル防衛をめぐる議論が加速して以降のことである。当時のクリントン（Bill Clinton）政権は、冷戦後の新しい脅威に対抗するため、それまでの弾道ミサイルの防衛構想（SDI及び後継のGPALS）の見直しを行い、海外に展開する米軍と同盟国を防衛する「戦域ミサイル防衛」（TMD）と米国本土を防衛する「国家ミサイル防衛」（NMD）の2つを構想の柱とした。日本では、北朝鮮のミサイルが現実の脅威として示されたことでTMDに対する関心が高まり、1993年9月、TMDに関する事務レベルでの協議の場として作業グループを設置することが日米で合意された。翌年（1994年）9月には日米で「日米弾道ミサイル防衛共同研究」を立ち上げ、さらに、日本政府としても技術的実現可能性や必要性の政策判断を行うための研究を推進していった。1998年8月、北朝鮮はテポドン1の発射実験を行い、我が国は同年12月、安全保障会議及び閣議で、日米でTMD計画のうちの海上配備型上層防衛システム（NTWD）に関する共同技術研究を次年度（1999年度）から開始することを決定している。ただし、開発及び配備段階への移行は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛のあり方等について十分検討したうえで、別途判断することとされた<sup>5</sup>。

その後、米国のブッシュ政権（子、George W. Bush）は、TMDとNMDをミサイル防衛（MD）として一本化し、2002年12月、2004年からのMDシステムの配備開始を決定した。以後、ブースト段階からターミナル段階までの3段階に適した迎撃システムを組み合わせる方式で、MDを積極的に推進している。我が国は、米国の配備決定を受け、2003年12月、安全保障会議及び閣議において、正式にBMDシステムを導入することを決定した。この際、政府は、「最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認」され、「我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となり」、また、「弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしい」<sup>6</sup>ことから整備を決定したと説明している。翌年（2004年）12月に閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」では、弾道ミサイル攻撃への対応としてBMDを推進していくことが強調され、また、日米安保体制の下で米国との緊密な連携を図っていくことが確認された<sup>7</sup>。

1999年から開始された日米共同技術研究に関しては、2005年12月、安全保障会議及び閣議で日米共同開発に移行することを決定した。これは、既に配備を決定したBMDシステムよりも将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたもので、この配備段階への移行は、「日米共同開発の成果等を踏まえ、判断する」<sup>8</sup>こととされた。

<sup>5</sup> 「弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話」（1998年12月25日）

<sup>6</sup> 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」（2003年12月19日）

<sup>7</sup> 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度）」（2004年12月10日）では、日米安保体制の強化のための施策として、「弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する」こととされている。

<sup>8</sup> 『「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話』（2005

2006年7月、北朝鮮はテポドン2を含む弾道ミサイルの連続発射を強行した。この際、我が国は、BMDシステムの整備途上であり、飛来する弾道ミサイルをレーダーで捕捉することには成功したものの、迎撃システム自体はまだ導入されていなかった。日本政府は、BMDシステムの早期整備の必要性から、当初の計画よりも配備を前倒しで実施する方針を示し、2009年4月に再び北朝鮮がミサイル発射を行った際には、限定的ながらBMDシステムの実運用が可能な段階となった。

### 3 当面の配備計画

我が国のBMDシステムは、飛来する弾道ミサイルを、海上配備型迎撃ミサイル(SM-3)を搭載したイージス艦によりミッドコース段階において、地上配備型迎撃ミサイル(PAC-3)によりターミナル段階において、それぞれ迎撃する多層的なシステムを採用している。これに、弾道ミサイルを探知・追尾するセンサーと、迎撃システムとセンサーを連携させる指揮統制・戦闘管理・通信システム(C2BMC)が加わって全体が構成される。

表1 当面のBMDシステム配備計画

事業			配備完了年度
ウェポン	BMD対応イージス艦 (SM-3搭載) [4隻]	こんごう(長崎・佐世保)	2007年度
		ちょうかい(長崎・佐世保)	2008年度
		みょうこう(京都・舞鶴)	2009年度
		きりしま(神奈川・横須賀)	2010年度
	ペトリオットシステム (PAC-3) [16個FU]	第1高射群(埼玉・入間、茨城・霞ヶ浦、神奈川・武山、千葉・習志野)[4個FU]	2007年度
		高射教導隊、第2術科学校(静岡・浜松)[4個FU]	2008年度
		第4高射群(滋賀・饗庭野、岐阜、三重・白山)[4個FU]	2009年度
		第2高射群(福岡・芦屋、福岡・築城、福岡・高良台)[4個FU]	2010年度
センサー	FPS-5 [4基]	鹿児島・下甕島	2008年度
		新潟・佐渡	2009年度
		青森・大湊	2010年度
		沖縄・与座岳	2011年度
	FPS-3改 [7基]	秋田・加茂、三重・笠取山、佐賀・背振山[3基]	2008年度
		北海道・当別、福島・大滝根山、石川・輪島、京都・経ヶ岬[4基]	2009年度
指揮統制・通信	自動警戒管制システムの改修	システム設計、基本設計・製造等(BMDシステムとの接続)	2008年度
		FPS-5等との接続	2009年度
		Xバンド・レーダー等との接続	2010年度
		適合化改修	2011年度

(出典) 防衛省作成資料(平成19年度総合評価「弾道ミサイル防衛政策」政策評価書 参考資料 <<http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/19/sougou/sankou/02.pdf>>) 及び報道等を基に筆者作成

年12月24日)

当面の配備計画（表 1 参照）では、2011 年度までに、SM-3 搭載（BMD 対応）のイージス艦を 4 隻、PAC-3 を 16 個 FU（Fire Unit：最小射撃単位）、センサーとして、既存の地上配備型レーダーFPS-3 の能力向上型を 7 基、新型の警戒管制レーダーFPS-5 を 4 基整備し、これらを自動警戒管制システム（JADGE）をはじめとする C2BMC で接続する予定である。現在までに、イージス艦については「こんごう」と「ちょうかい」、PAC-3 については首都圏に 4 個 FU、浜松基地に 4 個 FU、さらに中部・近畿の一部で配備を完了している。

日米間では、「双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される」<sup>9</sup>ことが確認され、米国保有のミサイル防衛能力として、航空自衛隊車力分屯基地（青森県）のBMD用移動式レーダー（Xバンド・レーダー）や嘉手納基地（沖縄県）のPAC-3、横須賀基地（神奈川県）のイージス艦「シャイロー」などが我が国及び周辺に段階的に配備されている。

## 4 法制面の整備

BMD システムの配備を進める一方、その運用等に関して我が国の法制度上の整備も必要となった。これまで、次に述べる 2 点の法整備が行われた。

まず、迎撃措置の枠組みであるが、我が国に弾道ミサイルなどが飛来する場合、それが武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃である場合は、武力攻撃事態における防衛出動（「自衛隊法」第 76 条）の枠組みで対処を行う。しかし、我が国に向けて飛来している場合でも、事故や意図が不明な状態であるなど、武力攻撃事態とは認定されない状況も想定される。このような場合でも、我が国の人命・財産に対する被害を防ぐ必要があることから、2005 年 7 月に自衛隊法が改正され、弾道ミサイル等に対する破壊措置として新たに第 82 条の 2 が追加された。その内容は、主に次の通りである。

- ① 防衛大臣は、事前の兆候などに基づき、弾道ミサイル等<sup>10</sup>が我が国に飛来するおそれがあると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。（第 1 項）
- ② 上記の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合や、事故や誤射による場合などのように、事態が急変し、内閣総理大臣の承認を得るいとまがないことが考えられる。このような場合に備えて、防衛大臣が作成して内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、一定の期間を定めて、破壊措置をとるべき旨を命令しておくことができる。（第 3 項）
- ③ 内閣総理大臣は、①または②の措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。（第 5 項）

緊急対処要領は、2007 年 3 月、所定の通り作成・承認され、閣議決定された<sup>11</sup>。

次に、従来の各自衛隊単位での対応から統合運用体制へと移行するための改正が行われ

<sup>9</sup> 「再編実施のための日米のロードマップ」（2006 年 5 月 1 日）

<sup>10</sup> 弾道ミサイル等とは、「自衛隊法」第 82 条の 2 において、「弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう」とされている。

<sup>11</sup> 「自衛隊法第 82 条の 2 第 3 項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領」（2007 年 3 月 23 日） なお、本要領は防衛省『日本の防衛（平成 19 年版）』において、資料 27 として収録されている。<[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2008/2008/html/ks316000.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2008/2008/html/ks316000.html)>

ている。これは、弾道ミサイル攻撃へ対処するためには極めて正確かつ迅速な対応が求められ、その上で、探知、追尾、迎撃、迎撃成功に伴う飛散物の落下や迎撃失敗に伴う着弾による被害対処といった一連の措置において、陸海空の三自衛隊が情報を同時に共有し、かつ一元的な指揮を行うことが不可欠となるためである。2005年7月、自衛隊法の改正と併せて防衛庁設置法が改正され、2006年3月から統合運用体制へ移行した。BMDに関しては、各自衛隊の関連部隊から構成される統合任務部隊が設置され、その指揮官は航空自衛隊の航空総隊司令官が務めることになっている。

### Ⅲ 主な論点

我が国が推進する BMD については、政策的・法的側面から主に次のような論点がある。

#### 1 技術的な実現可能性

政府は、2003年12月のBMDシステム整備決定の際、技術的な実現可能性が高いことが確認されたとしているが、その判断の根拠を「BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。」<sup>12</sup>と説明している。

迎撃試験の結果に関しては、米ミサイル防衛庁によれば、SM-3は現時点で過去18回中14回成功している<sup>13</sup>。これは我が国が米国との協力の下で行った2度の試験も含むが、単純に結果を見れば、SM-3の迎撃成功率は8割弱となる。PAC-3については、2008年9月に我が国が米国で行った試験で模擬標的の迎撃に成功しており、また、米国の説明によればイラク戦争時に実戦で用いられ迎撃に成功した<sup>14</sup>とされている。しかし、米国政府から必ずしも過去の成績が網羅的に公表されているわけではなく、PAC-3の性能を疑問視する声も根強くあり、その評価は定まっていない<sup>15</sup>。

さらに、迎撃試験自体に関して、標的の発射時間が知らされているケースがあることや、連続発射や囷などの迎撃回避措置に対する条件が実戦で想定されるより単純であることが指摘されるなど、その信頼性に疑問を呈する向きもある<sup>16</sup>。また、そもそも、弾道ミサイ

<sup>12</sup> 「『弾道ミサイル防衛システムの整備等について』に関する内閣官房長官談話」（2003年12月19日）

<sup>13</sup> Missile Defense Agency, “Fact Sheet, Ballistic Missile Defense Flight Test Record,” 2009.3.27.

<<http://www.mda.mil/mdalink/pdf/testrecord.pdf>>

<sup>14</sup> Missile Defense Agency, “Fact Sheet, PATRIOT Advanced Capability-3 / Medium Extended Air Defense System.” <<http://www.mda.mil/mdalink/pdf/pac3meads.pdf>>

<sup>15</sup> 評価の一例として、米の民間シンクタンク「国防情報センター」による次の調査では、日本の結果も含めてこれまで29回中20回迎撃に成功したとのデータが示されている。Victoria Samson, et al., “Flight Tests for Patriot Advanced Capability (PAC)-3,” 2009.4.29. <<http://www.cdi.org/pdfs/PAC-3April2009FINAL.pdf>>

<sup>16</sup> 例えば、2009年2月に米下院軍事委員会戦略戦力小委員会で開かれたMDの試験に関する公聴会で、米国会計検査院（GAO）による証言として、試験規模や複雑さの点等で試験の改善が進められてきているが、標的となる模擬ミサイルの性能の問題（囷が放出できないなど）などから、依然として試験の遅れと不十分さがみられるという旨の指摘がなされた。United States House of Representatives House Armed Service Committee, “Testimony, before the Subcommittee on the Strategic Forces, Committee on Armed Services, House of Representatives, Charting a course for improved missile defense testing, by Mr. Paul L. Francis, Director, Acquisition and Sourcing Management, U.S. Government Accountability Office,” 2009.2.25.

ルの迎撃回避措置が先行して迎撃側が技術的に不利な立場であることから、実現可能性に懐疑的な見方がされることもある。このように、実現可能性に対しては見解が分かれるが、政府はこういった指摘も踏まえた上で、実現性の向上を図っていくことが求められよう。

## 2 費用対効果

BMDの推進にあたっては多額の費用がかかるが、実現可能性とも関連して、費用対効果が論点の1つになってきた。政府によれば、2004年度の導入開始から、維持、整備関連経費、日米共同技術研究開発経費を含めて、総額でおよそ約8000億円から1兆円程度を要するとされている<sup>17</sup>。平成21年度の予算案では、BMDシステムの整備として約873億円（契約ベース）、研究開発等として約239億円、合計1112億円が計上されており、導入開始から現段階までで、既に累計8000億円程度に達している。

費用対効果に関しては、多額の費用が投じられているにもかかわらず、迎撃可能性や周辺国への影響などを考慮すると、費用対効果が低いとする見方があるが、その一方、BMDシステムが弾道ミサイル攻撃に有効に対処できる唯一の手段であり、攻撃によって受ける被害が甚大であると予想され、攻撃の抑止として機能しうることを考え合わせると、費用対効果を考えるまでもなく合理的な政策判断だとする見方もある<sup>18</sup>。また、日米で進めるBMDシステムの開発は、「スパイラル開発」と呼ばれる、その時々技術的に可能なシステムを配備しつつ、漸次能力向上を図っていく方式を採用しており、今後かかる費用の不透明さや、BMD関係の費用が膨れ上がって防衛予算を圧迫し、他の装備の整備等に影響を及ぼす可能性を懸念する向きもある。政府は、厳しい経済財政事情の中で、配備計画や費用の抑制などの見直しに随時取り組んで、費用対効果を高めていく必要があると考えられる。

## 3 集団的自衛権

政府は、集団的自衛権について、国際法上、集団的自衛権を有しているが、憲法第9条の下の自衛権の行使は、日本を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきもので、集団的自衛権を行使することはその範囲を超え、憲法上許されないと解釈をとってきた。BMDシステムとの関係では、次のような見解が示されている。「集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。」<sup>19</sup>

米国あるいは米軍を目標として飛来する弾道ミサイルを我が国がBMDシステムで迎撃することは、集団的自衛権の行使に当たり得ることになるが、近年、集団的自衛権の行使

---

<[http://armedservices.house.gov/pdfs/STRAT022509/Francis\\_Testimony022509.pdf](http://armedservices.house.gov/pdfs/STRAT022509/Francis_Testimony022509.pdf)>

<sup>17</sup> 第169回国会衆議院安全保障委員会議録第5号 平成20年4月11日 p.9. 松本隆太郎政府参考人答弁

<sup>18</sup> これら主張の例として、前者、後者の順に、次のような資料がある。山田朗「〈米軍再編〉と弾道ミサイル防衛(BMD)構想の問題点」『軍縮問題資料』326, 2008.1, pp.53-60; 金田ほか 前掲注(4), pp.125-127.

<sup>19</sup> 前掲注(12)



に関し、憲法の解釈変更または憲法改正を通じ、一定の条件下で集団的自衛権の行使を可能とするべきであるという主張が度々なされている。2007年5月に安倍総理大臣（当時）が設置した私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（座長：柳井俊二元駐米大使）では、政府解釈で自衛隊の活動が困難とされる4種類の検討課題のうちの1つに、米国に向かう弾道ミサイルの迎撃が挙げられた。同懇談会が2008年6月にまとめた報告書では、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを、我が国が撃ち落とす能力を有するにもかかわらず撃ち落とさないことは、「日米同盟を根幹から揺るがすことになるので、絶対に避けなければならない」として「集団的自衛権の行使によらざるを得ない」<sup>20</sup>と提言している。ただし、実際には、米国本土に向かう弾道ミサイルが、日本上空を飛翔する可能性は高くないことに加え、日本が現在配備しているBMDシステムは、ICBM級の長射程弾道ミサイルを迎撃する能力を有していない<sup>21</sup>ため、現状では、集団的自衛権の行使に該当するようなケースは想定しにくいと考えられる。

また、集団的自衛権に関連する点では、ブースト段階で弾道ミサイルを迎撃するシステムを日本が保有し使用することについて、弾頭を切り離す前で目標の特定が容易であることなど、迎撃側にとっていくつかの利点があることから、これまで論議されたことがある。我が国では現時点で整備する計画はないが、ブースト段階では弾道ミサイルの標的が日本であるか否かを正確に判断することが困難であるため、その時点で迎撃すると個別的自衛権の範囲を超えて、集団的自衛権の行使にあたる可能性が生じることになる。

BMDの運用では日米間の緊密な情報共有が必要となるが、この点も問題として提起されることがある。政府は、情報共有が集団的自衛権の行使に当たるか否かは「実力の行使であるかどうかにより判断されるべき」で、「我が国の防衛のために収集した情報を提供することは集団的自衛権の行使には何ら当たるものではない」<sup>22</sup>としている。また、「特定の国の武力行使を直接支援することのみを目的として、ある目標に方位何度何分、角度何度で撃てというような行為を行うことについては、憲法上問題を生ずる可能性がある」が「現実にこのような情報を私どもが米軍に提供することは、全く考えておりません」<sup>23</sup>とする答弁もあり、我が国よりも高度な情報収集能力を持つ米国に対して集団的自衛権の行使に抵触するような形で情報の提供・共有を行うことは考えにくいとみられている。

#### 4 敵基地攻撃と個別的自衛権

敵基地攻撃は、一旦弾道ミサイルが着弾すると甚大な被害が生じるため、発射前に、または第一撃を受けた後にさらなる発射を防ぐため、ミサイル発射場などの敵基地を攻撃することなどを想定したものである。BMDの範囲ではないが、被害を防ぐための代替措置として、これまで度々国会で論議されてきた。政府は、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、…他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲

<sup>20</sup> 『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』2008.6.24, p.22.  
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou/houkokusho.pdf>>

<sup>21</sup> 金田ほか 前掲注(4), p.120.

<sup>22</sup> 第136回国会参議院内閣委員会会議録第8号 平成8年5月21日 p.14. 秋山昌廣防衛庁防衛局長答弁

<sup>23</sup> 第145回国会衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第12号 平成11年4月26日 p.8. 野呂田芳成防衛庁長官答弁

に含まれ、可能であるというべきものと思います。」<sup>24</sup>とし、相手がミサイルなどによる攻撃に着手した後の敵基地攻撃は自衛権の範囲と解釈してきた。一方、「我が国は現時点において敵基地攻撃を目的とした装備体系は保有しておりません。…日米間の適切な役割分担の下で我が国の平和と安全を期するということにしているわけであり、この敵基地攻撃能力を目的とした装備体系を保有するか否かは政治的な判断が必要であり、…幅広い議論が行われることが重要であるというふうに考えているところであります。」<sup>25</sup>という答弁もある通り、専守防衛の観点、及び、日米の役割分担<sup>26</sup>に基づき、他国を攻撃する装備体系の保有はしておらず、現状では行えないとしてきた。

どこまでが自衛権の範囲に該当するかは、「攻撃に着手」したとする時点の解釈によっても議論が分かれるところであり、また、国際法上の「先制攻撃」と「予防攻撃」といった点での議論も関係する。敵基地攻撃が相手国のさらなる攻撃を招く可能性や攻撃能力の保持自体が周辺国家への脅威となることを懸念する向きもある。

## 5 武器輸出三原則

1967年、佐藤栄作首相（当時）は、①共産国向けの場合、②国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合について武器輸出は認められないとする「武器輸出三原則」を示した<sup>27</sup>。1976年には、政府統一見解として、三木武夫首相（当時）が、三原則対象地域以外の地域についても「武器」の輸出を慎み、武器製造関連設備の輸出も「武器」に準じて取り扱うとする、より厳しい基準を示した<sup>28</sup>。その後、1983年には、日米政府間で対米武器技術供与取極を締結し、武器輸出三原則を堅持することを条件としつつ、「相互交流の一環として米国に武器技術を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする」<sup>29</sup>と言明された。

BMDとの関係では、日米共同技術研究に関し、「BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施される」<sup>30</sup>と説明している。しかし、共同開発に移行した場合には「武器技術」の供与に留まらず、我が国が開発した部品等が輸出されることが予想され、2004年12月には次のような方針が示された。「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。」<sup>31</sup>

しかし、米国からの第三国への供与や目的外転用の可能性があり、また、ミサイル技術

<sup>24</sup> 第24回国会衆議院内閣委員会議録第15号 昭和31年2月29日 p.1. 鳩山一郎首相答弁（船田中防衛庁長官代読）

<sup>25</sup> 第171回国会参議院外交防衛委員会議録第7号 平成21年4月7日 p.4. 浜田靖一防衛大臣答弁

<sup>26</sup> 「日米防衛協力のための指針」（1997年9月）において、「自衛隊は、主として日本の領域およびその周辺海空域において防勢作戦を行い…」 「米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完する作戦を実施する」とある。

<sup>27</sup> 第55回国会衆議院決算委員会議録第5号 昭和42年4月21日 p.10. 佐藤栄作首相答弁

<sup>28</sup> 第77回国会衆議院予算委員会議録第18号 昭和51年2月27日 p.17. 三木武夫首相答弁

<sup>29</sup> 「対米武器技術供与についての内閣官房長官談話」（1983年1月14日）

<sup>30</sup> 前掲注(5)

<sup>31</sup> 『平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について』及び『中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)について』に関する内閣官房長官談話（2004年12月10日）

の拡散が懸念される中で、その厳格な管理が問われていた。この点に関しては、共同開発段階への移行に際して、2006年6月、米国との間で対米武器・武器技術供与取極が締結され、さらに同年7月、供与される武器及び武器技術、供与の当事者となる者並びに供与の詳細な条件を定める実施覚書（MOI）を米国との間で締結した。これらにより、我が国の事前同意のない目的外使用・第三国への移転を禁止するなど、厳格な管理の下に供与することが確認されている。

## 6 宇宙の平和利用

1969年5月、「宇宙の平和利用決議」<sup>32</sup>において、「わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り」行うものとされた。この場合の「平和」とは「非侵略」に留まらず「非軍事」を前提とすること<sup>33</sup>が確認され、以来、我が国ではその解釈が踏襲されてきた。

BMDに関しては、大気圏外での迎撃の問題、衛星の活用、の2点が問題となってきた。

1点目は、我が国のBMDシステムのうちミッドコース段階で迎撃を行う場合、大気圏外で迎撃することになるため、決議に反することにならないかということである。この点に関しては、次のような解釈が示されている。「宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、…政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。」<sup>34</sup>

ただし、決議が出された1969年の時点では、BMDシステムによる迎撃を考慮していたとは考えられず、改めて整理する必要が認識されていた。2008年5月には「宇宙基本法」が成立し、「宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。」<sup>35</sup>と規定され、専守防衛の範囲内、つまり、「非侵略」までを前提とした宇宙開発利用が解禁となった。

2点目の衛星の活用に関しては、従来は、宇宙の平和利用決議との関係で「その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるもの」<sup>36</sup>とされていた。このため、1998年8月の北朝鮮ミサイル発射を受けて我が国が情報収集衛星を導入することを決定した際も、民間の商用衛星と同程度の衛星とされた。また、弾道ミサイルの発射の瞬間を捉えるには、発射時の熱源を赤外線センサーなどによって探知する早期警戒衛星が不可欠であるが、我が国では同様の制約から早期警戒衛星の保有が認められず、その結果、BMD運用の探知の部分で米国が保有する早期警戒衛星（DSP衛星）からの情報提供に大きく依存してきた。

前述の宇宙基本法の成立によって、商業衛星を凌駕する解像度の情報収集衛星の利用が

<sup>32</sup> 第61回国会衆議院会議録第35号 昭和44年5月9日 p.1.

<sup>33</sup> 第61回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会議録第11号 昭和44年5月8日 pp.5-6.

<sup>34</sup> 前掲注(5)

<sup>35</sup> 「宇宙基本法」（平成20年5月28日法律第43号）第三条

<sup>36</sup> 第102回国会衆議院予算委員会議録第5号 昭和60年2月6日 p.3. 加藤紘一防衛庁長官答弁

可能となり、専守防衛の条件下での早期警戒衛星の保有も可能となった。これを受け、2009年6月に宇宙開発戦略本部が決定した「宇宙基本計画」では、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図ることや、早期警戒機能のためのセンサーの研究を推進することが盛り込まれている。また、早期警戒衛星に関し、防衛省は、2009年末に改定予定の防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画に研究の必要性を盛り込むことも検討しているとされる<sup>37</sup>。

一方、早期警戒衛星の導入には巨額の費用<sup>38</sup>がかかり、我が国独自で導入する必要性に対する疑問や他の防衛予算を圧迫する可能性を懸念する声などもある。また、そもそも従来の解釈である「非軍事」を「非侵略」に限定することに対して慎重姿勢を示す向きもあるが、宇宙基本法案の提出者は「宇宙開発利用が進展する中においても軍事的利用は一切認めないとするのが決議の趣旨とは考えにくく」、「憲法の平和主義にのっとり、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、1969年の決議の文言及びその趣旨に反するものではない」と説明している<sup>39</sup>。

## おわりに

弾道ミサイル防衛政策には、論点で挙げた通り、我が国の安全保障において根幹となる法や法解釈に関わる課題が多く内在する。我が国政府は、段階的に法整備や解釈の整理を進めてきたものの、依然として重要な課題や問題点が残された状態となっている。その解決に向けて、我が国の長期的な方向性を見据えつつ、国民世論を十分に踏まえて、着実に慎重な議論が行われていくことが望まれる。また、ミサイル防衛政策を効果的に進めるためには、運用及び国内の政策的な推進にとどまらず、より広い視野から捉えていくことが重要であろう。周辺国家に与える影響への考慮やミサイル不拡散に向けた取り組みの推進といったような外交的・国際的な観点をも併せ、総合的に進めていくことが肝要であると言える。

<sup>37</sup> 「早期警戒衛星『研究』を 防衛相 大綱での必要性示す」『沖縄タイムス』2009.4.25.

<sup>38</sup> 例えば、研究開発段階だけで10年程度の期間とおよそ2600億円の費用が必要との試算がある（「早期警戒衛星の研究開発費 10年間でおよそ2600億円」『NHK ニュース』2009.4.27.）。

<sup>39</sup> 第169回国会参議院内閣委員会会議録第14号 平成20年5月20日 p.2. 野田佳彦議員答弁